

●香川県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和5年7月14日から同年8月3日まで一般の縦覧に供する。

令和5年7月14日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路 線 名 大見吉津仁尾線（220号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市三野町下高瀬字乙井 565番1地先から 三豊市三野町下高瀬字乙井 542番1地先まで	10.5~12.0	80	令和4年3月4日付け香川県告示第81号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 令和5年7月14日